

第3回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和5年3月28日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 5番 中田 辰美 委員 7番 柳田 隆喜 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和5年第3回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、2番森田正春委員、3番藤田博文委員、10番菊池勇夫委員、14番中谷茂己委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は10名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	〈挨拶〉 それでは日程表に従いまして、令和5年第3回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。5番中田辰美委員、7番柳田隆喜委員、よろしく願いします。 続いて日程第2、会期の日程は、令和5年3月28日、本日1日といたしますがよろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 3 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 18 番から 21 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 18 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 66 歳の方。譲渡人が、東京都の 57 歳の方です。申請地は、西郷田代字田ノ平原、畑 1 筆、179 m²であります。申請理由は、交換による所有権移転。昨年同申請人で交換の案件がありましたが、その時に漏れた農地があったため今回の申請となりました。利用計画は野菜です。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 12,489 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。この案件は交換による所有権移転になりますが、譲受人に聞いたところ、30 年ほど前に家を建てる際に予定していた土地が手狭だったため、隣接する譲渡人の土地と、自身の田を交換してもらったということです。最近になって 1 筆手続きが漏れていたのがわかったため、今回の申請になったということでした。問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 18 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 18 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 19 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 19 番です。申請人の譲受人が、延岡市の 41 歳の方。譲渡人が、広島市の 65 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字鹿猪谷と中原、田畑あわせて 4 筆、1,394 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、水稻他となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²ですが、譲受人は令和 5

年 4 月 1 日付けで美郷町に移住されるということで、下限面積 1a 以上でクリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。今回譲渡人の農地を含めたすべのて土地を売買したと聞いております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。譲渡人が広島にいるため、こちらに住んでいるイトコの方に話を聞いてきました。譲渡人の両親が亡くなり管理する者がいなくなったため、イトコの方が農地を管理していました。一昨年まで米を作っていたんですが、昨年売買の話が持ち上がり、現在は保全管理の状態です。役場の空き家バンクを利用して話し合いが進められたということですので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 19 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 19 番に賛成の方の挙手をお願いします。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 20 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 20 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 71 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 65 歳の方です。申請地は、北郷入下字ツマノ下、田 19 筆、8,915 m²であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 34,046 m²。家畜は牛を 4 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。後に報告します合意解約の中にも申請農地がありますが、今回契約期間を同一にしたいということで、一度解約し、改めて契約を結ぶと聞いております。9 ページが地籍集成図ですが、19 筆と筆数は多いですが現状は田が 4 枚であります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。ただ今の説明のとおりです。譲受人は牛を飼育していますが、牛のために農地を借り受けている状態です。後ほど報告案件で出てきますが、預かっている農地が飽和状態になっていて、これ以上は無理だということになり返納することになりました。そして新たに今回の契約になったんですが、今回は WCS ではなく水稻を耕作したいということでした。譲渡人は一人暮らしで、自身では 9 反近い農地を管理できないため、購入してもらえないかと話はしたようですが、なかなか買い受けてもらえる人がいない中で、譲受人が全筆預かってくれるということで話がまとまったようです。筆数は多いですが整備のされた田んぼ 4 枚になりますので、支障はないと思います。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 20 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 20 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 21 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 21 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 57 歳の方。譲渡人が美郷町北郷宇納間の 86 歳の方です。申請人は親子関係になります。申請地は、北郷黒木字小久保、田畑 11 筆、7,644 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は栗を植栽したいということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地は 0 m²で、今回の申請面積がすべて譲受人の経営となります。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。今回の案件は、農業者年金の経営移譲年金を受給する関係で、10 年間の貸借が発生する形になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。譲受人は 3・4 年前に北郷に帰ってきて、親子 3 人で住んでいます。以前は黒木地区に住んでいましたが、父親の商売のために宇納間に越してきたそうです。息子さんからは相続ではなく貸借で処理したいということで話を聞いております。申請地には栗を植栽し生活の足しにしたいということと、草刈りの手間を少しでも軽減したいということでした。問題はないと思いますので、

	ご審議よろしく申し上げます。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 21 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉委員	はい。
議長	はい、若杉委員、どうぞ。
若杉委員	1 番、若杉です。先程事務局の説明で、農業者年金の関係で親子間でも貸借権を結ぶという説明でしたが、贈与でも問題ないんですよね。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	譲渡人は経営移譲年金を受けているので、譲渡人に農地が戻ってしまうと経営移譲年金がストップしてしまいます。若杉委員の言う通り贈与でも問題ないんですが、面積が大きな関係で贈与すると贈与税が発生すると譲受人にも説明しまして、今回は 10 年間の貸借の設定となりました。
議長	若杉委員、よろしいですか。
若杉委員	はい。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 21 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 10 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	12 ページをお開きください。議案第 10 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 5 年 3 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 22 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員	<p>14 ページをお開きください。受付番号は 22 番です。受付月日が、令和 5 年 3 月 1 日です。申請人は、美郷町南郷神門の 76 歳の方です。申請地は、南郷神門字長堀、畑 1 筆、現況地目は山林、147 m²であります。所有者は申請人と同一です。調査月日は令和 5 年 3 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。15 ページが地籍集成図、16 ページが航空写真、17 ページが現況写真になります。かつて農地として使用されていない山林化している農地であり、非農地扱いしても影響はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中田委員	<p>5 番、中田です。現地を見に行きましたが、河川に降りる道に沿った法面で竹が生えており、20 年以上前からこのような状態であったように思います。事務局の説明のとおり、とても農地に戻せる状態ではありませんので、非農地扱いしても問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 22 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 22 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。私からひとつ質問ですが、毎年の利用状況調査の中で農地ではないところがありますが、それは案件としてあげて処理しないといけないのではないですか。</p>
事務局員	<p>議長の質問にお答えします。皆さんに行っていただいている利用状況調査ですが、実は非農地の件数が多く、出来ればどこかで一斉に非農地の取り扱いにしたいのですが、現地確認等事務量が多くなり、すべての対象農地を非農地扱いとするのが厳しい状況です。ご理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>今回の人事異動で人員が一人削減され、仕事量も増えてきて来ているのは理解しつつ、早めに解決していただきたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>18 ページをお開きください。議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の</p>

規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 3 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 23 番から 29 番までの 7 件と、総会前にお渡しした別冊の 30 番と 31 番の 2 件、合計 9 件なっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 23 番・24 番・25 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一であるため、まとめて説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号 23 番から 25 番の 3 件ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、宮崎市の宮崎県農業振興公社になります。

受付番号 23 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷鬼神野の 70 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷鬼神野字小田、田 3 筆、5,250 m²であります。

受付番号 24 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷鬼神野の 69 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷鬼神野字田出原、田 1 筆、680 m²であります。

受付番号 25 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷鬼神野の 80 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷鬼神野字市谷、田 7 筆、4,406 m²であります。3 件合計 11 筆で 10,336 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、公社ですので数字はあがって来ません。利用権設定区分は新規になります。21 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。23 番の利用権を設定する者は、数年前から体の調子が悪く、この 2・3 年田を作っていないということで、公社にお願いすることになりました。24 番の利用権を設定する者は、以前から人に耕作してもらっていて、農業機械も持っていないことから公社にお願いすることになりました。25 番の利用権を設定する者は、80 歳と高齢で田を作る元気はないということで、公社にお願いすることになったようです。問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 23 番・24 番・25 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 23 番・24 番・25 番に賛成の方の

挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 26 番の説明をお願いします。

事務局員

22 ページをお開きください。受付番号は 26 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 48 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 62 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷山三ヶ字鳥ノ巣、田 3 筆、3,797 m² あります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 38,084 m²。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。利用権設定区分は新規となります。23 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。利用権を設定する土地は、設定する者の妻の実家の土地になります。以前まで管理してくれていた人が耕作できないと戻してきたそうで、設定を受ける者に相談したら快く引き受けてくれたそうです。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 26 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 26 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 27 番・28 番・29 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一のため、同時に説明をお願いします。

事務局員

24 ページをお開きください。受付番号 27 番から 29 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の 48 歳の方です。

受付番号 27 番。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 79 歳の方です。利

用権を設定する土地は、北郷入下字赤岩、田 3 筆、3,495 m²であります。

受付番号 28 番。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 90 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字赤岩、田 1 筆、1,264 m²であります。

受付番号 29 番。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の 60 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字山ノ下、田 1 筆、920 m²であります。3 件合計 5 筆の 5,679 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 46,330 m²。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。利用権設定区分は継続になります。25 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者は、多頭飼育の畜産農家であります。以前からの継続案件になりますので、特に問題はありません。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 27 番・28 番・29 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 27 番・28 番・29 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、別冊の追加議案、受付番号 30 番・31 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一ですので同時に説明をお願いします。

事務局員

別冊の追加議案の 2 ページを開きください。受付番号 30 番・31 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 26 歳の方です。今回新たに、認定新規就農者として認定を受けた者になります。

受付番号 30 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 82 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字中ノ原、畑 2 筆、1,817 m²であります。

受付番号 31 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 66 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字道野々原、畑 1 筆、2,067 m²であります。2 件合計 3 筆の 3,884 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおり

りです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、今回認定新規就農者の認定を受けて、新たに始めるということで経営面積は 0 m²となっております。家族総数は 2 名の労力は 1 名となっております。利用権設定区分は新規となります。3～4 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。30 番と 31 番の利用権を設定する者については、年齢あるいは体力的に耕作が厳しいということで、今回の案件となりました。利用権の設定を受ける者は以前農協に努めていました。農協時代は農業の普及推進のために深く尽力する方でした。今回認定新規就農者になるのを機に、利用権を設定し、しっかりとやっていきたいと意欲に燃えている方です。問題はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 30 番・31 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 30 番・31 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 4 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

26 ページをお開きください。報告第 4 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 5 年 3 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

27 ページをお開きください。北郷入下字堂ノ越の田 4 筆ですが、農地法第 3 条で賃貸借契約がなされていましたが、令和 5 年 2 月 28 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

28 ページ、北郷入下字下タノ原の田 2 筆ですが、農地法第 3 条で賃貸借契約がなされていましたが、令和 5 年 2 月 28 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

29 ページ、北郷入下字下タノ原の田 3 筆ですが、農地法第 3 条で賃貸借契約が

なされていましたが、令和5年2月28日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

30 ページ、北郷入下字ツマノ下の田4筆ですが、農地法第3条で賃貸借契約がなされていましたが、一度合意解約し、受付番号20番で承認いただきました貸借期間で再度契約をし直すということでもあります。

27～29 ページの合意解約のその後ですが、こちらの農地は中山間直接支払交付金の対象農地で、耕作はしないが引き続き管理だけはしていきたいと聞いております。この合意解約書については、農地法の要件を満たしているため届出を受理しましたことを報告いたします。以上です。

議長

続きまして、報告第5号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

31 ページをお開きください。報告第5号、農地改良届について。農地改良届出書及び農地改良完了届出書の提出があったので報告する。令和5年3月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

32 ページをお開きください。農地改良届出書について説明します。農地改良の種類は嵩上げで、150 cm程盛土をする。理由は、届出の農地は道路より1.5 m低い農地で管理に苦慮しているため、盛土を行うことで維持管理労力の軽減及び耕作条件の改善を行いたいということです。土地の所在は、南郷神門字内竹、畑2筆、855 m²になります。33 ページが地籍集成図、34 ページが航空写真、35 ページが現況写真、36 ページが平面図・横断図になります。

続きまして37 ページ、前回の総会で報告しましたが、今回農地改良完了届の提出がありましたので説明いたします。土地の所在が、南郷神門字無田の田3筆で、1.0 m～3.0 mの盛土を行っております。工事完了月日は、令和5年3月4日。38 ページが地籍集成図、39～40 ページが着手前と完成後の現況写真です。今回の盛土を行うことで、今後は畑として利用していくと聞いております。以上です。

議長

何か質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和5年第3回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 中田 辰美

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜

